新型コロナウイルス感染症に係る市議会議員の対応について

令和５年５月１２日更新

１　新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応

（１）外出を控えることが推奨される期間

新型コロナウイルス感染症の発症後５日間は、他人に感染させるリスクが特に高いことから、発症日を０日目として５日間は外出を控える。（この５日間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底する。）

（２）周りの方への配慮

新型コロナウイルス感染症の発症後１０日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用するほか、高齢者等ハイリスク者との接触を控えるなど、周りの方へうつさないよう配慮する。

また、発症後１０日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用等の咳エチケットを心がける。

（３）その他

保健所による新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の特定は行われず、また、濃厚接触者として感染症法に基づく外出自粛は求められないことから、議会内においても濃厚接触者の特定や外出自粛を求めない。

２　その他

（１）本通知の発出後、国、県、市等による新型コロナウイルス感染症に関する資料の改定および新たな知見の公表があった場合はこれに留意し、その趣旨を適時適切に反映させて対応する。

（２）上記の場合は、改めて通知する。

※　議員が感染した場合の議会事務局への報告は不要です。